（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する経過措置）

第六条　第一条の規定（特定改正規定に限る。）による改正後の法人税法施行規則第三十八条の十五、第三十八条の二十の二第二項、第三十八条の二十三の二、第三十八条の二十八、第三十八条の二十九、第三十八条の三十二、第三十八条の三十五、第三十八条の三十七、第三十八条の三十九、第三十八条の四十第一項各号、第二項及び第五項、第三十八条の四十二、第三十八条の四十三第四項並びに第三十八条の四十五第一項の規定並びに第二条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号。附則第八条において「新令和五年改正規則」という。）附則第二条の規定は、内国法人の施行日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。

（調整後対象租税額の計算等に関する経過措置）

第七条　施行日から令和八年三月三十一日までの間における新規則第三十八条の二十八、第三十八条の三十二、第三十八条の三十五、第三十八条の三十七及び第三十八条の三十九の規定の適用については、新規則第三十八条の二十八第四項第四号ロ(3)及び第五号ロ(3)中「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」と、同条第十二項中「、第三十八条の三十七第一項、第三十八条の五十七第一項又は第三十八条の六十二第一項」とあるのは「又は第三十八条の三十七第一項」と、同条第二十項中「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）とあるのは「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）と、同条第二十一項から第二十四項までの規定中「又は第六項の規定」とあるのは「の規定」と、新規則第三十八条の三十二第九項中「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」と、同項第二号中「第八十二条の三第二項第三号ハに掲げる」とあるのは「第八十二条の二第二項第三号に定める」と、同条第十項中「繰越控除の対象となる構成会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額」とあるのは「構成会社等に係る国別実効税率の計算」と、新規則第三十八条の三十五第四項中「第八十二条の三第二項第四号」とあるのは「第八十二条の二第二項第四号」と、同項第二号中「第八十二条の三第二項第六号ハに掲げる」とあるのは「第八十二条の二第二項第六号に定める」と、同条第五項中「繰越控除の対象となる無国籍構成会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額」とあるのは「無国籍構成会社等実効税率の計算」と、新規則第三十八条の三十七第一項中「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」と、「第八十二条の三第四項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の二第四項第一号イ(3)」と、同条第二項中「繰越控除の対象となる共同支配会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額」とあるのは「共同支配会社等に係る国別実効税率の計算」と、新規則第三十八条の三十九第一項中「第八十二条の三第二項第四号」とあるのは「第八十二条の二第四項第四号」と、同条第二項中「繰越控除の対象となる無国籍共同支配会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額」とあるのは「無国籍共同支配会社等実効税率の計算」とする。

（国内最低課税額の計算に関する経過措置）

第八条　新令和五年改正規則附則第三条第一項の規定は所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項第一号イ（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する財務省令で定める構成会社等について、新令和五年改正規則附則第三条第二項の規定は同号イに規定する財務省令で定める金額について、同条第三項の規定は同号イ及びロ（改正法附則第十八条第五項において準用する場合を含む。）並びに改正法附則第十八条第三項第一号イ及びロ（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに改正令附則第十七条第二項及び第六項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額について、新令和五年改正規則附則第三条第四項及び第十項の規定は改正法附則第十八条第一項第二号イ（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する法人税の額その他の財務省令で定める金額について、新令和五年改正規則附則第三条第五項の規定は同号イ及び改正法附則第十八条第三項第二号イ（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する不確実性がある金額として財務省令で定める金額について、新令和五年改正規則附則第三条第六項の規定は改正法附則第十八条第三項第一号イに規定する財務省令で定める金額について、新令和五年改正規則附則第三条第七項の規定は同号ロに規定する税引前当期純利益の額として財務省令で定める金額について、同条第八項の規定は同号ロに規定する税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額について、同条第九項及び第十項の規定は改正法附則第十八条第三項第二号イに規定する法人税の額その他の財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。

2　新令和五年改正規則附則第三条第十一項から第十九項まで及び第二十三項の規定は、改正法附則第十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、新令和五年改正規則附則第三条第十一項中「改正法附則第十四条第一項第一号イ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項第一号イ（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同号ロ」とあるのは「同号ロ（同条第五項において準用する場合を含む。第十四項において同じ。）」と、「同条第一項」とあるのは「同条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」と、同条第十三項第二号イ中「第十四条第一項第二号イ」とあるのは「第十八条第一項第二号イ（同条第五項において準用する場合を含む。第十八項において同じ。）」と、「同号ロ」とあるのは「同号ロ（同条第五項において準用する場合を含む。ロにおいて同じ。）」と、同条第十四項中「第十四条第一項第一号ロ」とあるのは「第十八条第一項第一号ロ（同条第六項において準用する場合を含む。）の同条第一項第二号ロ」と、同条第十八項中「第十八条第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

3　新令和五年改正規則附則第三条第十三項から第十九項まで及び第二十三項の規定は、改正法附則第十八条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、新令和五年改正規則附則第三条第十三項第二号イ中「改正法附則第十四条第一項第二号イ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。）附則第十八条第三項第二号イ（同条第六項において準用する場合を含む。第十八項において同じ。）」と、「同号ロ」とあるのは「同号ロ（同条第六項において準用する場合を含む。ロにおいて同じ。）」と、同号ロ中「第十四条第一項第三号の同項第二号ロ」とあるのは「第十八条第三項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）の同条第三項第二号ロ」と、同条第十四項中「第十四条第一項第一号ロ」とあるのは「第十八条第三項第一号ロ（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、同条第十八項中「調整後対象租税額」とあるのは「法人税法第八十二条の十九第二項第一号イに規定する国内調整後対象租税額」と、「第十四条第一項第二号イ」とあるのは「第十八条第三項第二号イ」と読み替えるものとする。